

医師の働き方改革に係る 特定労務管理対象機関の指定について

(1) 概要

医師の時間外労働の上限規制が適用開始となる令和6年度に向け、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関（特定労務管理対象機関）について、県が医療審議会の意見を聴取した上で指定を行う。

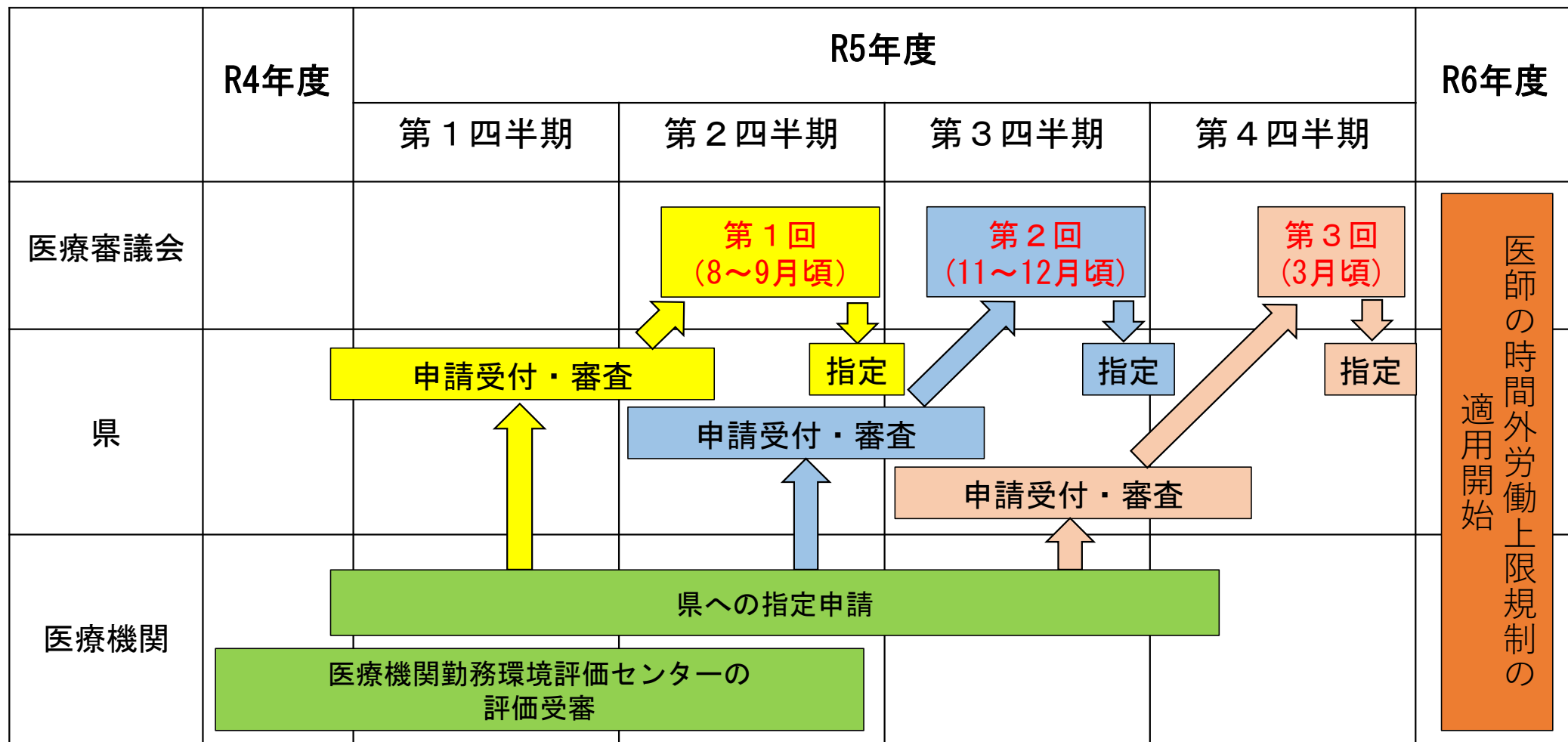
※千葉県医療審議会令和4年度第1回総会（令和4年12月19日）において、本件に伴う「千葉県医療審議会運営要綱」の一部改正を行ったところ。

(2) 指定見込医療機関数（病院・有床診療所・夜間休日診療所）

| 指定水準区分（複数回答有） | | | | 計 (実医療機関数) | + | 検討中 | |
|---------------|-----|-----|-----|-------------------|---|-----|-----|
| B | 連携B | C-1 | C-2 | | | 不明 | |
| 24 | 4 | 13 | 2 | $\frac{43}{(28)}$ | | 31 | 161 |

出典：医師の働き方改革による地域医療への影響等に関する調査(R4.7月 県実施)

(3) 今後のスケジュール (予定)



県の主な取組み

- 1 県内医療機関の状況把握
- 2 医療勤務環境改善支援センターによる支援
- 3 地域の医療提供体制確保に向けた働きかけ
- 4 その他

1 県内医療機関の状況把握

(1) 医師の働き方改革による地域医療への影響等に関する調査

実施時期：令和4年7月～（千葉県実施）

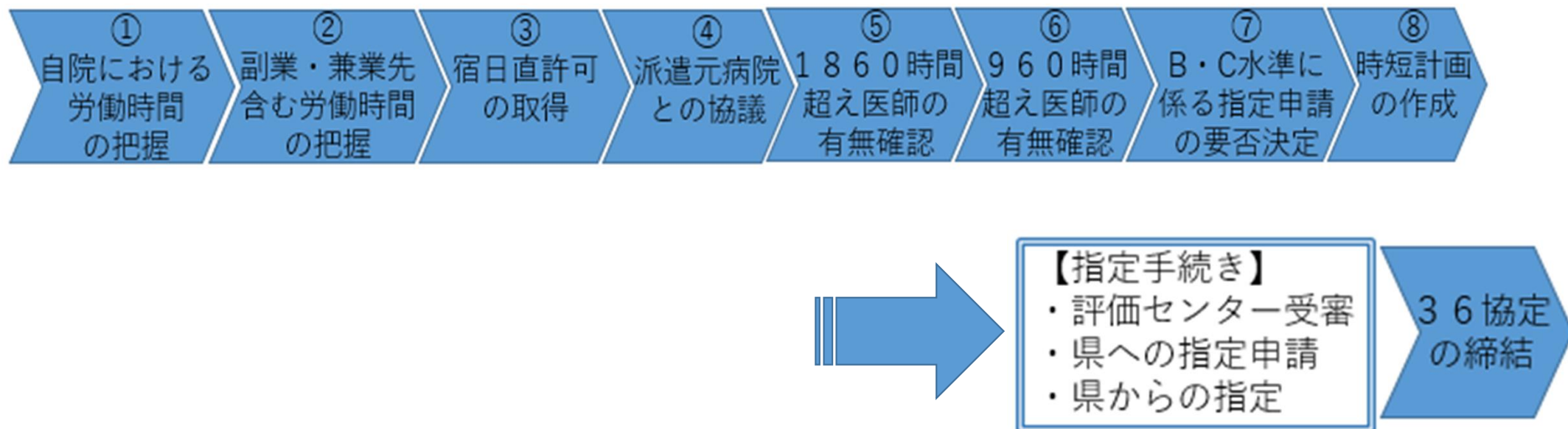
調査対象：県内の病院、有床診療所、夜間休日診療所

回答数：301/458（回答率：65.7%）

集計時点：令和5年3月1日

| 調査項目 | 回答 | 回答数 | 回答数 | |
|---------------------|--------------|-----|------|-----|
| | | | 産婦人科 | 救急科 |
| 特例水準の申請予定 (複数回答) | A水準 | 240 | — | — |
| | B水準 | 24 | 6 | 5 |
| | 連携B水準 | 4 | 1 | 0 |
| | C-1水準 | 13 | 1 | 1 |
| | C-2水準 | 2 | 0 | 0 |
| | 検討中 | 34 | 0 | 0 |
| 令和6年度以降 の診療体制 | 現在の診療体制を維持予定 | 276 | — | — |
| | 診療体制の縮小を検討中 | 5 | — | — |
| | その他 | 20 | — | — |

(2) 医師の働き方改革に向けた対応状況の確認



各医療機関：どの段階まで対応できているかをチェック
⇒ 対応状況を確認し、必要であれば支援を実施

○医師の働き方改革に向けた対応状況チェックリスト

実施時期：令和4年12月～（千葉県実施）

対象：県内の病院、有床診療所、夜間休日診療所

回答数：260/459（回答率：56.6%）

集計時点：令和5年3月1日

| 調査項目 | はい | いいえ | 回答数に対する 達成割合 | 回答対象外 | 未回答 |
|--------------------|-----|-----|-----------------|------------------|--------|
| ①自院における労働時間の把握 | 234 | 26 | 90.0% | — | 0 |
| ②副業・兼業先含む労働時間の把握 | 155 | 103 | 60.1% | — | 2 |
| ③宿日直許可の取得 | 68 | 167 | 28.9% | 25 (宿日直業務がない) | 0 |
| ④派遣元病院との協議 | 61 | 160 | 27.6% | 36 (派遣医師がいない) | 3 |
| ⑤年1860時間超えの医師の有無確認 | 165 | 92 | 64.2% | — | 3 |
| ⑥年960時間超えの医師の有無確認 | 164 | 92 | 64.1% | — | 4 |
| ⑦B・C水準に係る指定申請の要否決定 | 100 | 143 | 41.2% | — | 17 |
| ⑧時短計画の作成 | 14 | 55 | 20.3% | 191 (A水準予定) | — 7 |

2 千葉県医療勤務環境改善支援センターによる支援

(1) 医療労務管理相談コーナーによる相談受付

医療機関からの労務管理に関する相談について、
電話相談対応や個別支援を行っています。

＜相談内容（例）＞

- ・ 働き方改革への対応
- ・ 36協定の締結
- ・ 就業規則の見直し など

【千葉県医療労務管理相談コーナー】

電話番号：043-304-5393（平日9：00～17：00）

(2) 労務管理アドバイザーによる各種支援

| 支援内容 | 支援件数 (令和5年2月末時点) |
|---------------------|---------------------|
| 相談対応 (架電) | 5 5 3 |
| 当センターの利用勧奨 (架電) | 5 1 3 |
| 個別支援 (訪問・オンライン) | 2 9 1 |
| 時短計画作成支援 (訪問・オンライン) | 2 2 |
| 特別支援※ (訪問・オンライン) | 5 5 (8病院) |

※医療機関に対する支援がより効果的に行われるよう、特定の医療機関に対し、年間を通じて支援を行うもの。(月1回程度)

(3) 研修会・セミナーの開催

○令和4年度医療労務管理実務者セミナー・研修会

主 催：千葉労働局、千葉県、
千葉県医療勤務環境改善支援センター

開催日：令和4年9月28日（水）

会 場：オンライン開催

出席者：76名

- 内 容：①令和6年4月の医師の時間外労働の上限規制の適用開始に向けたスケジュールと「医師の働き方改革」の取組について（労務管理アドバイザー）
- ②「医師の働き方改革」に向けた千葉県の取組状況（千葉県）
- ③宿日直申請に係る勤改センターにおける支援策など（医療勤務環境改善支援センター）
- ④医療機関における宿日直許可について（千葉労働局）

令和4年度 医療労務管理実務者セミナー・研修会のご案内
～令和6年4月に向けた「医師の働き方改革」と医療機関における「宿日直許可」について～



無料
15分
研修
申込期間
9月10日
まで

1.日時 令和4年9月28日(水) 14時00分～16時50分(受付開始:13時50分)
2.実施方法 Zoom (オンライン研修)
3.対象者 県内医療機関の経営者、労務管理担当者、医師者の方など
4.申込

| 内訳 | 内容 | 講師 |
|-------------|---|-----------------------|
| 第1部 実務者セミナー | | |
| 14:00～ | 令和6年4月の医師の時間外労働の上限規制の適用開始に向けたスケジュールと「医師の働き方改革」の取組について | 医療労務管理アドバイザー 藤村 洋 氏 |
| 15:00～ | 医療機関における宿日直許可について | 千葉県労働局 労務管理課長 長瀬 隆雄 氏 |
| 15:00～ | 「医師の働き方改革」に向けた千葉県の取組状況 | 千葉県労働局 労務管理課長 長瀬 隆雄 氏 |
| 15:10～ | | |
| 質疑応答(10分) | | |
| 休憩(10分) | | |
| 第2部 研修会 | | |
| 15:30～ | 宿日直申請に係る勤改センターにおける支援策など | 千葉県労働局 労務管理課長 長瀬 隆雄 氏 |
| 15:35～ | | |
| 15:35～ | 医療機関における宿日直許可について | 千葉県労働局 労務管理課長 長瀬 隆雄 氏 |
| 16:35～ | 許可基準、許可申請の手続、必要書類、許可事例の紹介など | 千葉県労働局 労務管理課長 長瀬 隆雄 氏 |
| 16:35～ | | |
| 質疑応答(15分) | | |

【 注 意 】 千葉県労働局 千葉県 千葉県医療勤務環境改善支援センター
 申込み・申込み 千葉県医療勤務環境改善支援センター 医療労務管理相談コーナー
 〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央 1-10-10 シンボル・ビル東2階中央 602号
 TEL:043-304-5393 FAX:043-304-5395 E-mail: chiba@task-kyo.com

○令和4年度医師の働き方改革セミナー

主 催：千葉県、千葉労働局、千葉県医師会

会 場：オンライン開催

開催日：令和5年1月19日（木）

出席者：136名

内 容：①医師の働き方改革の概要（千葉県）

②医師の労働時間短縮に向けて（労務管理アドバイザー）

③宿日直許可について（千葉労働局）

④医師の働き方改革の落とし穴（千葉県医師会）

『医師の働き方改革』
セミナーのご案内
～今、全ての医療機関に知っていただきたいこと～

医師の働き方改革って何？ 自分たちにも関係あるの？
何から取り始めれば良いかわからない…

医師の労働時間の上限規制開始まで残り約1年。
2024年4月に向け、
**今すぐに、全ての医療機関が、
医師の働き方改革に取り組んでいく必要があります。**

日時：令和5年1月19日（木）19時～20時30分
対象：県内医療機関の院長や事務管理者の皆様
※本セミナーの参加者には「千葉県医師会医療安全講習単位」を交付します。
開催方法：オンライン形式（Zoom）

<内容>
○医師の働き方改革の概要 <千葉県健康福祉部医療整備課>
○医師の労働時間短縮に向けて
<千葉県医療勤務環境改善支援センター医療労務管理アドバイザー 宮沢 佳子>
○宿日直許可について <千葉労働局監督課>
○医師の働き方改革の落とし穴 <千葉県医師会 理事 志賀 元>

<申込方法> 千葉県医療勤務環境改善支援センターのホームページ
もしくは下記のQRコードから「千葉県電子申請サービス」に
アクセスし、お申込みください。

<申込期限> 令和5年1月5日（木）まで

問い合わせ先：千葉県健康福祉部 医療整備課 医師確保・地域医療推進室
TEL：043-223-3902
主催：千葉県 千葉労働局 千葉県医師会

3 地域の医療提供体制確保に向けた働きかけ

(1) 調査結果の共有

「医師の働き方改革による地域医療への影響等に関する調査」における個別回答について、同一医療圏の各医療機関へ共有し、各地域医療構想調整会議において説明。

(2) 医療関係者へのヒアリングなど

医師の働き方改革による影響が特に懸念される周産期分野において、医療関係者へのヒアリングや、関係者間のミーティングを開催。

4 その他

(1) 「上手な医療のかかり方」の啓発



千葉県

効率的な医療提供や、医師の労働時間短縮が図られるよう、県民に向けた啓発ポスターを作成

- ・ かかりつけ医を持つ
- ・ 必要な医療がスムーズに受けられる施設を選択
- ・ 診療時間内の受診 など

病院・有床診療所等へ配布(令和5年3月17日)

(2) 地域医療勤務環境改善体制整備事業

地域医療において特別な役割※があり、かつ過酷な勤務環境となっている医療機関が、医師の労働時間短縮に向けて計画を策定し、総合的な取組を実施するための経費を助成。
 ※地域医療体制確保加算（救急搬送件数年間2,000件以上等）を取得している場合は対象外。

[補助率] 10/10（ただし、資産形成につながる費用については9/10）

[基準額] 133千円/床

[対象経費の例]

| 区分 | 対象経費 | 具体的な内容 |
|------------------|-----------------------------|--|
| 資産形成経費 (9/10) | ICT等の導入に要する費用 | スマートフォンで電子カルテを閲覧できるシステム、AI問診システム、カルテの自動音声入力システム、勤退管理システム等の導入 |
| | 休憩環境の整備に要する費用 | 医師等の休憩室の環境を整備するために必要な設備等の購入 |
| その他経費 (10/10) | 医師事務作業補助者への研修に要する費用 | 医師事務作業補助者に必要な研修の受講料 |
| | 専門的アドバイザー等外部支援の活用に要する費用 | 勤務間インターバルの導入等働きやすい環境整備のための専門的アドバイザーの委託等 |
| | 医療専門職支援人材の雇用に要する費用 | 看護補助者等の雇用等 |
| | タスク・シェアリングに伴う医療専門職の雇用に要する費用 | 非常勤専門職の雇用等 |

※人件費については初年度に限定

【参考】地域医療体制確保加算（620点）

<概要>

地域医療の確保を図る観点から、過酷な勤務環境となっている医療機関における入院医療の提供に係る評価。

<主な施設基準>

以下のアからウまでのいずれかを満たしていること。

ア 救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で2,000件以上であること。

イ 救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1,000件以上であり、かつ、「ハイリスク分娩管理加算」若しくは「総合周産期特定集中治療室管理料」又は「小児特定集中治療室管理料」若しくは「新生児特定集中治療室管理料」に係る届出を行っていること。

ウ 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制について」（平成29年3月31日医政地発0331第3号）に規定する総合周産期母子医療センター又は地域周産期母子医療センターのいずれかであること。